

平成27年度 放課後子どもプランモデル事業(堺っ子くらぶ)

「のびのびコース」・「すくすくコース」のご案内

堺市教育委員会

平成26年度にご利用されている場合も、新たにお申込みが必要です。

1 事業の内容について

「堺っ子くらぶ」(放課後子どもプランモデル事業)は、子どもたちが豊かな放課後等をすごせるように、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供し、のびのびルームの機能も併せ持ったモデル事業として実施しております。「堺っ子くらぶ」には、留守家庭児童を対象とする【のびのびコース】と、全児童を対象とする【すくすくコース】の2つのコースがあります。

のびのびコース	保護者が就労等のため、昼間、保育をすることができない家庭の児童が対象
すくすくコース	全児童が対象

(1) 実施期間	平成27年 4月1日～平成28年 3月31日	
(2) 実施日時	のびのびコース	月～金曜日(放課後～午後6時30分) 土曜日・長期休業中(午前8時～午後6時30分)
	すくすくコース	月～金曜日(放課後～午後5時) 土曜日・長期休業中(午前9時～午後5時)
(3) 休業日	日曜日・祝休日・8月12日～8月16日・12月28日～1月5日	

(注) 交通機関のスト、災害・台風等、学校保健安全法に基づくインフルエンザ等による学校・学級閉鎖により、利用日または利用時間を変更することがあります。

(4) 対象児童	当該小学校(下記20校)に在籍又は校区に居住する1～6年生に相当する年齢又は学年の児童					
(5) 対象校	小学校名					
堺区	・三宝	・浅香山	・少林寺			
中区	・深井	・東百舌鳥	・東陶器			
東区	・南八下	・日置荘	・登美丘西			
西区	・鳳	・向丘	・浜寺東			
南区	・美木多	・宮山台	・若松台	・庭代台	・赤坂台	・御池台
北区	・東三国丘	・金岡南				

・この案内は、よくお読みのうえ保管してください。

・利用申込書に記載された事項はこの事業の運営以外には使用しません。

お問い合わせ

堺市教育委員会事務局 放課後子ども支援課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

(堺市役所高層館9階北側)

TEL 072-228-7491 FAX 072-228-7009

2 利用申込の受付について

(1) 当初申込受付 (4月1日から利用希望の方は当初申込にてお申込み下さい。)

受付期間	受付場所・時間	申込方法
平成26年 11月15日(土)～11月29日(土) ※日曜・祝休日は除く	各小学校堺っ子くらぶ (午後3時～午後6時30分) 又は 放課後子ども支援課 (堺市役所高層館9F 北側) (午前9時～午後6時30分) ※各区役所では受付していません。	左記受付期間内に、 申込書類を「当初申込用 封筒」に封入し、持参のう え、お申込み下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">郵送不可</div>

《当初申込受付についての注意点》

- 【すくすくコース】については定員がありませんが、【のびのびコース】については定員があります。
- 【のびのびコース】については、当初申込受付期間中は先着順ではなく、P.4「4 利用承認等の(3) 優先順位」の規定により利用者を決定します。定員を超過した場合は、待機となります。
- 申込みの結果は、平成27年2月下旬に送付予定です。
- 【のびのびコース】で待機となった場合は、【すくすくコース】に利用を切り替えることが可能です。

(2) 途中申込受付 (【のびのびコース】が定員に達している場合は、待機となります。)

① 4月1日から利用希望の方

受付期間	受付場所・時間	申込方法
平成27年 2月21日(土)	本庁第1会議室 (堺市役所本館3F) (午前9時～午後5時30分) ※各区役所では受付していません。	持参のみ
平成27年 2月23日(月)～3月25日(水) ※土曜・日曜・祝休日は除く	放課後子ども支援課 (午前9時～午後5時30分) ※各区役所では受付していません。	持参 又は 郵送

② 年度途中から利用希望の方

受付期間	受付場所・時間	申込方法
利用開始希望日の1か月前 から1週間前までの間毎日 ※土曜・日曜・祝休日・12月29日～ 1月3日を除く。	放 課 後 子 ども 支 援 課 (午前9時～午後5時30分) ※各区役所では受付していません。	持参 又は 郵送

《途中申込受付についての注意点》

- 途中申込受付期間中は、先着順にて受付します。
 (ただし、郵送で到着した分は、当日の窓口受付終了後の受付とします。)
- 【のびのびコース】で申込みされたときにすでに定員を超過している場合は、待機となります。
 (【すくすくコース】での利用は可。)

3 利用申込書類について

(1) 平成27年度放課後子どもプランモデル事業（堺っ子くらぶ）

「のびのびコース利用申込書」 又は 「すくすくコース利用申込書」

（申込み児童1人につき1部必要です。）

(2) 「就労証明書」 《【のびのびコース】の申込みの方のみ》

（保護者で就労している方すべての就労証明書が必要です。）

保護者の疾病・就学及び親族の介護等の理由で利用を希望される方は、就労証明書の代わりに、そのことを証明する診断書や在学証明書等の写しを提出してください。

《就労証明書を用意される際の注意点》

- 会社等に所属している方は、勤務する会社等に、「就労証明書」を提出し証明を受けてください。
- 自営業・個人事業主の方は、自己申告の形で記入の上、押印してください。
- 就労している場合でも、就労証明書の提出がない場合は、就労家庭（留守家庭）と認定できず、定員超過の場合は優先順位が後位となります。就労予定・求職中の場合は就労先が決まり次第速やかに就労先の証明を受け放課後子ども支援課へ提出してください。
- 証明内容については、勤務先に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。

- (1)の「利用申込書」は必ず受付期間内(前ページに記載)に提出してください。

諸事情により、当初申込受付の場合に限り、就労証明書等の証明書類が受付期間中に提出できない場合(就労予定含む)は、後日速やかに(待機の場合ご案内順番に影響します)放課後子ども支援課へご提出ください。(途中申込受付については、(1)(2)が揃った状態でないと受付できません。)

(3) 「放課後子どもプランモデル事業（堺っ子くらぶ）一部負担金減額・免除申請書」

（以下の申請理由に該当し、申請する方のみ提出してください。）

申請理由	減額・免除額	添付書類
生活保護受給世帯	月額負担金の免除	生活保護証明書または最新の生活保護受給者証の写し
市町村民税非課税世帯	月額負担金の免除	減額・免除申請時、最新の市町村民税非課税証明書等の写し
市町村民税均等割額のみ の課税世帯	月額負担金の 50%減額	減額・免除申請時、最新の市町村民税課税証明書等の写し

《添付書類についての注意点》

[当初申込受付時]

- 当初申込で、同時に「減額・免除申請書」を提出される方は、添付書類は不要です。
ただし、平成26年度市町村民税の申告及び課税地が他市町村の場合（平成26年1月1日現在、市外居住の方）は、その市町村長が証明する添付書類が必要です。詳しくは「減額・免除申請書」の（注2）をご覧ください。

[途中申込受付時]

- 途中申込で、「減額・免除申請書」を提出される方は、上記、添付書類が必要です。
詳しくは「減額・免除申請書」の（注3）をご確認ください。
- 利用が決定した後や既に利用されている場合でも、減額・免除の申請はできますが、負担金の減額・免除の決定は、「減額・免除申請書」及び添付書類提出の翌月分からとなりますのでご了承ください。
- 保護者の離婚・失業等の特別な理由により、市民税非課税世帯等と同等となる場合や、平成27年度が市民税非課税世帯等となる場合は、速やかに放課後子ども支援課までご相談ください。

4 利用の承認・その他の手続きについて

申込みの結果（当初申込・途中申込）は（１）（２）どちらの場合も書面にてお知らせします。

（１）利用できる場合

- 「利用承認通知書」にて承認内容をお知らせします。

（注）【のびのびコース】を当初申込で申し込まれた方で、就労予定などにより就労証明書等の提出がない方については、平成27年4月末日までの 1か月間のみの期間限定の利用承認となります。

この場合は、平成27年4月中旬までに就労証明書等を提出することにより、5月以降の継続利用の承認をします。（詳細は対象の方に通知します。）期限までに就労証明書等の提出ができない場合は、5月より【すくすくコース】となります。【すくすくコース】の利用承認を希望しない方は、利用申込書の所定の欄に○をしておいてください。

（２）利用できない場合

下記の場合は、申込のご希望通りに本事業をご利用頂けませんので、ご了承ください。

- ① 「のびのびルーム」「放課後ルーム」「美原児童会」「堺っ子くらぶ」の一部負担金が未納となっている場合（兄弟姉妹を含む。）

※特別な事情により一部負担金の未納分の納付が困難な場合は、表紙「お問い合わせ」先にお問い合わせください。

- ② 「堺っ子くらぶ」の管理運営上、児童の安全が図れないと認められる場合

- ③ 【のびのびコース】で定員を超過しており待機となる場合

※待機となった場合は「(3)優先順位」に規定されている順番で待機順位を決定し、「待機順位決定通知書」にてお知らせします。定員に空きが出た際は、待機されている児童の中から「(3)優先順位」に規定されている優先順位により、順次利用のご案内をします（それまでは【すくすくコース】での利用承認となります。）。

- ④ 【のびのびコース】利用途中で就労家庭でなくなった場合は、退室又は【すくすくコース】への変更となりますので、速やかに放課後子ども支援課までお申し出ください。

（３）優先順位 【のびのびコースのみ】（各順位内では低学年の児童が優先されます。）

- ① 1～3年生のひとり親世帯で、昼間、就労等により保護者が家庭にいない児童

- ② 昼間、就労等により保護者（全ての）が家庭にいない児童

（注）同じ優先順位の同学年内の順位は、

当初申込受付は抽選にて、途中申込受付は同じ優先順位の同学年内で受付順に決定します。

（４）当初・途中申込により4月1日からの利用承認通知書が届いたが、利用しない場合

- 入室準備及び傷害保険加入の都合上、速やかに放課後子ども支援課（072-228-7491）に電話連絡してください。また、「辞退届」（利用承認通知書に同封いたしております。）を早急に放課後子ども支援課まで提出してください。（郵送可）

- 平成27年3月25日（水）までに放課後子ども支援課への電話連絡及び「退室届」の提出がない場合は、4月1日よりの事業のご利用がない場合であっても、傷害保険料（年額800円）をお支払い頂きますのでご注意ください。

5 負担金について

- (1) 一部負担金** (【のびのびコース】 児童1人あたり 月額8,000円)
 (【すくすくコース】 児童1人あたり 月額4,000円)

- 月の途中の入・退室及び欠席がある場合も、その月の負担金のお支払いが必要です。(日割り計算はしてありません。)
- 【のびのびコース】と【すくすくコース】のコース変更は、1か月単位となります。月の途中での変更はできません。変更(予定)日の1か月前から1週間前までの間に「コース変更届」を放課後子ども支援課に提出してください。また、【すくすくコース】から【のびのびコース】へ変更の場合は、就労証明書等の提出が必要になります。
- 休室はできません。ただし、【のびのびコース】の児童で月の初日から末日まで病気・けが等により休室できる場合がありますので、その際は放課後子ども支援課までご相談ください。
- 退室するときは「退室届」を事前に放課後子ども支援課に提出してください。
 この場合、利用しない月の負担金は不要となります。ただし、「退室届」の届出がない場合や提出が遅れた場合は、その間の負担金のお支払いが必要となります。
- 届出用紙は、放課後子ども支援課、各堺っ子くらぶにあります。

＜一部負担金のお支払いについては、次の①、②のどちらかの方法でお支払いください。＞

(※なお、P.3「3(3)」の減額・免除申請にて、負担金を免除された方は、手続きは不要です。)

① 口座振替を希望する方(口座振替日は毎月25日)

- 前年度も利用し口座振替を利用している方(年度途中から利用希望の方も含む。)は、指定口座から引き落としを行いますので手続きは不要です。
 ただし、新年度から新たに利用する兄弟姉妹については、手続きが必要となりますので、次項の流れにてお手続きをお願いします。
- 手続きをしていない方には「口座振替納入依頼書・自動払込利用申込書」用紙を、利用承認通知書に同封しますので、必要事項を記入・押印の上、保護者名義の口座のある取扱金融機関窓口(支店は問いません)へ、通帳とお届け印を持参し、手続きを行ってください。
 (注)口座振替の手続きには日数を要します(1か月程度)ので、口座振替開始までは後日送付します納付書でのお支払いをお願いします。(口座振替の開始は「口座振替・自動払込開始通知書」にてお知らせします。)

② 口座振替を希望しない方(金融機関窓口でのお支払いを希望する方)

- 4月以降にお送りする納付書で本市指定の金融機関窓口でのお支払いをお願いします。
 (納入期限は毎月25日)

(2) 傷害保険料・間食代

「堺っ子くらぶ」は、堺市が委託する業者が運営しています。利用にあたっては、次の費用が別途必要になりますので、利用開始時及び随時、各堺っ子くらぶへ現金でお支払いください。

詳しくは、利用承認通知書を郵送時に各堺っ子くらぶへの連絡先を同封致しますので各自ご確認をお願いします。

別途必要な費用内訳	費用詳細
傷害保険料	児童1人あたり、年額800円 (一括払い、減額・免除制度なし) ※傷害保険補償額 入院日額 4,000円、通院日額 1,500円
間食代 【のびのびコース】のみ	児童1人あたり、月額2,000円 (減額・免除制度なし)

6 利用にあたっての注意事項等

堺っ子くらぶをご利用いただく前に、必ず以下の注意事項をご確認ください。

利用について	「堺っ子くらぶ」活動中は集団生活のルールを守り、指導員の指示に従ってください。ルールを守れず、ルームの管理運営上安全が図れないと認められる場合は、利用を取り消す場合があります。
のびのびコース お迎えについて	利用時間を守り、保護者の責任において必ず午後6時30分までにお迎えをお願いします。これらのことを厳守されない場合は利用を取り消す場合があります。
すくすくコース お迎え&集団下校について	利用時間を守り、保護者の責任において午後5時までになるべくお迎えをお願いします。なお、集団での帰宅は午後5時(冬季は早めます。)となります。 ただし、お迎えが必要となる校区があります。
昼食について	給食のない日に「堺っ子くらぶ」を利用するときは、保護者においてお弁当等昼食の用意をしてください。
欠席する場合	欠席するときは、必ず保護者から「堺っ子くらぶ」へ電話又は連絡帳にて連絡してください。児童からの口頭での欠席連絡は受け付けませんのでお気をつけください。
申込内容の変更	申込内容に変更があったときは「変更届」を放課後子ども支援課へ提出(ご持参か郵送)してください。
コースの変更	コースを変更する場合は「コース変更届」を放課後子ども支援課へ提出(ご持参か郵送)してください。
休室について	休室はできません。ただし、【のびのびコース】の児童で月の初日から末日まで病気・けが等により休室できる場合がありますので、その際は放課後子ども支援課までご相談ください。
退室する場合	退室するときは「退室届」を、退室される日までに放課後子ども支援課へ提出(ご持参か郵送)してください。 ※退室届の提出が遅れた場合、超過月分の一部負担金のお支払いが必要となります。

※「変更届」「コース変更届」「退室届」は放課後子ども支援課、各堺っ子くらぶにあります。

「放課後子どもプランモデル事業(堺っ子くらぶ)」の事業概要

すべての子どもに「遊び・体験・交流・生活」の場を提供し、
のびのびルーム機能を併せ持ったモデル事業として実施

【すくすくコース】

- ・1年生～6年生の希望者
- ・放課後の健全育成
- ・スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動
- ・放課後～17時
土曜日・長期休業中は
9時～17時
- ・専用教室と学校内の施設を活用
- ・負担金は月額4,000円
(減額・免除あり、保険料別途)

【のびのびコース】

- ・1年生～6年生の就労家庭児童
- ・放課後の健全育成
- ・スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動
- ・保護者の就労支援
- ・遊びや仲間づくり、生活の場
- ・放課後～18時30分
土曜日・長期休業中は8時～18時30分
- ・専用教室と学校内の施設を活用
- ・負担金は月額8,000円(減額・免除あり、おやつ代・保険料別途)